**知財及びデータ合意書の作成例**

知財及びデータ合意書は、以下の資料を確認の上で、作成してください。

* **知財及びデータ合意書の作成例及び解説**

[**https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\_kakushin/innovation\_policy/ip\_agreement\_guide.pdf**](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/ip_agreement_guide.pdf)

**（参考）**

* **委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン**

[**https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\_kakushin/innovation\_policy/IpManagementGuidline.html**](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuidline.html)

**○ 委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン**

[**https://www.meti.go.jp/policy/innovation\_policy/datamanagement.html**](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html)

* **知財****及びデータ合意書の作成例の考え方**

　国の予算により実施される研究開発は、その成果を社会に貢献させていくことが期待されています。そして、日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第１７条）により、国が委託研究開発の成果に係る知的財産権を受託者から譲り受けないことができるとした目的は、研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することを促進することにあります。

これを踏まえて、プロジェクト参加者は、研究開発の成果を迅速かつ最大限事業化に結び付けていくために、公募時に提示された知財方針及びデータ方針に従い、プロジェクトの目的や態様、研究開発ステージの違い、競合状況等に応じて、各プロジェクトに最適な知的財産及び研究開発データの取扱いを検討する必要があります。各プロジェクト参加者は、機関毎の知財方針及びデータ方針を有しているでしょうが、それに過度に固執することなく、プロジェクト参加者間で協議の上で、**プロジェクト全体の視点から研究開発の成果を迅速かつ最大限事業化に結び付けるための知財及びデータ合意書を定めることが求められます。**

知財及びデータ合意書の作成例は、検討・協議にあたっての参考として示した例ですので、「知財及びデータ合意書の作成例及び解説」の≪解説≫を踏まえて、それぞれのプロジェクトに応じて修正されるものです。以下の作成例において、【Option】は、プロジェクトによっては一つの選択肢となるが、必要がなければ含めなくてよい規定、一方【Option】と付記していない例は、一般的なプロジェクトにおいて何らかの内容を定めることが望ましい規定です。【例１】【例２】・・は、一般的な順に掲載していますが、プロジェクトの成果を事業化に結びつけるために最適な規定は、プロジェクトにより異なるので、いずれの作成例を参考とするかについてもプロジェクト参加者で協議することが求められます。各規定の中の≪～／～≫という記載は、選択肢の一例を意味しています。

なお、作成例では、「国」としていますが、ＮＥＤＯ等の独立行政法人が研究開発の委託を行う場合は、ＮＥＤＯ等と置き換えることとします。

* 知財及びデータ合意書の作成例の利用について
* 本作成例は参考例ですので、それぞれのプロジェクトに応じて、プロジェクト参加者間で協議の上で修正してください。
* 以下の緑色マーカー部分は、適宜、記入ください。
* 以下の黄色マーカーの【例】や【Option】等は最終的に削除してください。
* 以下の作成例における四角囲みは、対象範囲を選択し、wordの「ホーム」タブの「段落」の「罫線」から、「線種とページ罫線と網かけの設定」を開いて「罫線なし」を選択することで消去できます。

○○プロジェクト「知財及びデータ合意書」

# （目的）

第１条　本合意書は、○○プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の実施及びその成果の活用のために必要な知的財産及び研究開発データの取扱いについて定めることにより、本プロジェクトを円滑に遂行し、その成果を事業活動において効率的に活用することを目的とする。

# （定義）

【例１】

第２条　本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

　一　「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

　　イ　発明

　　ロ　考案

　　ハ　意匠の創作

　　ニ　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第２項に規定する回路配置の創作

　　ホ　種苗法（平成１０年法律第８３号）第２条第２項に規定する品種の育成

　　ヘ　著作物の創作

　　ト　技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出

　二　「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

　三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

　　イ　特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位（以下「産業財産権」と総称する。）

　　ロ　著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する全ての権利を含む）及び外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）

　　ハ　ノウハウを使用する権利

　四　知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和３４年法律第１２１号）第２条第３項に定める行為、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第２条第３項に定める行為、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２１条から第２８条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

　五　「プロジェクト参加者」とは、研究開発の直接の受託者のほか、当該受託者からの研究開発の一部の再委託先及び共同研究先をいい、具体的には、本プロジェクトを実施する別紙１に記載された者をいう。

　六　「プロジェクトリーダー」とは、本プロジェクトにおける知的財産及び研究開発データの取扱いを含む本プロジェクト全体を統括する責任者をいう。

　七　「研究開発従事者」とは、本プロジェクトにおいて実施する研究開発に従事する者をいう。

　八　「不実施機関」とは、大学や国立研究開発法人等のように自ら製品を製造せず、知的財産権を実用化・事業化しない機関をいう。

 九　「フォアグラウンドＩＰ」とは、本プロジェクトの実施により得られた知的財産権をいう。

 十　「バックグラウンドＩＰ」とは、プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

　十一「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

　十二 「委託者指定データ」とは国が管理するべき研究開発データであり、国に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

　十三「自主管理データ」とは、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

　十四 「非管理データ」とは、委託者指定データ又は自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

【例２】

・・・（【例１】と同様）・・・

　十　「バックグラウンドＩＰ」とは、プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権であって、プロジェクト参加者（当該知的財産権の保有者以外のプロジェクト参加者を含む）が本プロジェクトの研究開発活動及び本プロジェクトの成果の事業化活動を実施するにあたり必要な知的財産権をいう（当該プロジェクト参加者が知財運営委員会に届け出たものを含む。）。

・・・（【例１】と同様）・・・

# （知財運営委員会）

第３条　本プロジェクトにおける知的財産及び研究開発データの取扱いを適切に行うため、プロジェクトリーダーを委員長とする知財運営委員会を設置する。

２　知財運営委員会は、本プロジェクトにおける知的財産及び研究開発データの取扱いについて審議決定する。

３　知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項は、別途定める知財運営委員会運営規則によるものとする。

４　知財運営委員会は、本プロジェクトにおける知的財産の取扱いとして、本プロジェクトとしての発明等の成果の権利化、秘匿化、公表等の取扱い方針(以下「取扱い方針」という。)を定める。

# （秘密保持）

第４条　プロジェクト参加者は、本プロジェクトに関して他のプロジェクト参加者（その研究開発従事者を含む。）から開示された技術上又は営業上の情報であって、かつ開示の際に秘密である旨の表示がなされた一切の情報、又は口頭で秘密である旨宣言されて開示され開示後●日以内に書面又は電子で秘密情報の内容及び秘密情報である旨が通知された一切の情報を、秘密として保持し、当該情報開示者の承諾を得ない限り、研究開発従事者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。また、開示を受けたプロジェクト参加者は、当該情報を本プロジェクトの実施以外の目的で使用してはならない。ただし、開示を受けたプロジェクト参加者が、当該情報が次のいずれかに該当することを立証できる場合及び経済産業省へ報告する場合についてはこの限りでない。

　一　開示を受ける際、既に公知となっていたもの

　二　開示を受ける際、自己が正当に保有していたもの

　三　開示を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの

　四　開示を受けた後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

　五　開示を受けた情報によらずに、自己が独自に入手し、または創出したもの

２　第１項にかかわらず、プロジェクト参加者は、以下の場合、本プロジェクトの実施に必要な範囲内で、事前に情報開示者の承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる。ただし、プロジェクト参加者は秘密情報の開示を受ける者に対し、本合意書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。

　一 法令の定めに基づき開示等する場合

　二 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに基づく開示等の要求がある場合

　三 プロジェクト参加者の役員および従業員で、本プロジェクトで研究開発する技術に関連する事業に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な最小限度の者に開示等する場合

　四 本プロジェクトを実施する上で、秘密情報を知る必要のある最小限度の弁護士・弁理士等の専門家に開示等する場合

３　プロジェクト参加者は、第２項第３号又は第４号の規定に基づき秘密情報を開示した者に対し、退任、退社した後も、本合意書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。

４　プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、研究開発従事者でなくなった後も含め、本条及び次条に規定する義務と同様の義務を、当該研究開発従事者に遵守させなければならない。

５　前４項に定めるもののほか、本プロジェクトにおける秘密漏洩防止及び技術情報流出防止のために必要な措置については、知財運営委員会において決定するものとする。

# （本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認）

第５条　プロジェクト参加者は、知財運営委員会の承認を得ることなく、本プロジェクトの実施により得られた成果をプロジェクト参加者以外の第三者に対して開示（学会又は論文による開示を含む。）し又は漏洩してはならない。ただし、本プロジェクトの実施により得られた成果のうち、知財運営委員会においてプロジェクト参加者以外への提供が承認された自主管理データ（秘匿期間が設定されているものを除く）及び公開済みの委託者指定データについては、この限りではない。

２　前項の規定に基づき、本研究成果の開示に係る承認を得た場合、開示を行おうとする研究成果に係る第４条第１項の規定は、知財運営委員会の承認が得られた範囲内においてのみ解約されたものとする。

# （発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続）

第６条　プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、本プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、発明者等及び発明等の成果の内容を届け出なければならない。

２　知財運営委員会は、前項に基づく届出を受けた場合、別途定める知財運営委員会運営規則及び取扱い方針に基づき、当該発明等の成果について、出願による権利化、秘匿化、論文等による公表の要否を審議し、その取扱いを決定する。出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等についても審議し、決定する。

# （出願による権利化）

第７条　プロジェクト参加者は、本プロジェクトの成果を出願により権利化するに当たっては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、その市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される国においても権利化することを原則とする。

２　知財運営委員会は、プロジェクト参加者と協議の上、プロジェクト参加者が出願による権利化を行わないと判断した国において出願する権利を他のプロジェクト参加者に譲渡させることができる。

３　本プロジェクトの成果の出願等に要する費用は、原則として出願人が負担するものとする。

# （フォアグラウンドＩＰの帰属）

【例】

第８条　フォアグラウンドＩＰは、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

２　発明者等の所属するプロジェクト参加者が二以上に亘る場合にあっては、各プロジェクト参加者の持分は、当該プロジェクト参加者間で協議して決定するものとする。ただし、当該二以上のプロジェクト参加者間で同意が得られている場合、プロジェクト参加者はフォアグラウンドＩＰの持分を他のプロジェクト参加者に譲渡することができる。

【Option】

○　プロジェクト参加者は、フォアグラウンドＩＰ(著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)の≪全部／うちの□□≫を○○に譲渡しなければならない。

△　プロジェクト参加者は、譲渡したフォアグラウンドＩＰについて、著作者人格権を行使しないものとする。

□　前項に基づき、フォアグラウンドＩＰを譲渡された〇〇が解散するまたは消滅する場合、譲渡元であるプロジェクト参加者は、当該フォアグラウンドＩＰについて移転すべき旨を請求できる。

# （共有するフォアグラウンドＩＰの取扱い）

【例１】

第９条　プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドＩＰについて、原則として、自由かつ無償にて実施できるものとする。ただし、共有者間で同意が得られている場合は、他の扱いとすることを妨げない。

２　前項の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

【例２】

第９条　プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドＩＰについて、原則として、自由かつ無償にて実施できるものとする。プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドＩＰについて、独占的に実施する場合は、第７条第３項の規定に関わらず、当該フォアグラウンドＩＰの出願等（取得、維持および保全をいう。）の経費を全て負担≪する／し、当該他のプロジェクト参加者と実施契約を別途締結する≫ものとする。

２　・・・（【例１】と同様）・・・

【例３】

第９条　プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドＩＰについて、原則として、自由かつ無償にて実施できるものとする。ただし、一のプロジェクト参加者は、≪共有者による商業的な実施期間中に第三者への実施許諾が制限されている場合／実用化・事業化する共有者（当該共有者が指定する第三者を含む。）が独占的に実施する場合≫に限り、当該共有者に対して有償での実施を求めることができるものとする。

２　・・・（【例１】と同様）・・・

【Option】(【例２】又は【例３】と共に定める条項)

３　前項にかかわらず、プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドＩＰについて、プロジェクト後●年間他のプロジェクト参加者が合理的な理由なく実施しない場合には、他のプロジェクト参加者に対し書面で通知し、協議を行い、協議によっても実施が見込まれない場合は、第三者へ実施許諾を行うことができるものとし、他のプロジェクト参加者はこれに同意する。

# （知的財産権の権利不行使と実施許諾）

【例１】

第１０条　プロジェクト参加者は、自己が保有するバックグラウンドＩＰについて、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該バックグラウンドＩＰを行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする（ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合はこの限りでない。）。プロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ａ」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ｂ」という。）の保有するバックグラウンドＩＰについて実施許諾を求めた場合、参加者Ｂは、参加者Ｂの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすこと（参加者Ｂの競争優位が損なわれることを含む。以下本条において同じ。）が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合を除き、原則として、参加者Ａが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者Ａに実施許諾を行うものとする。

２　プロジェクト参加者は、自己が保有するフォアグラウンドＩＰについて、他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする（ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）。プロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ａ」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ｂ」という。）の保有するフォアグラウンドＩＰについて実施許諾を求めた場合、参加者Ｂは、参加者Ｂの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすことが予想される場合を除き、原則として、参加者Ａが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者Ａに実施許諾を行うものとする。

３　第１項又は第２項に規定する実施許諾の交渉において、実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

４　第１項及び第２項の規定は、プロジェクト参加者が、保有するノウハウを他のプロジェクト参加者に対して開示することを義務づけるものではない。

５　プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンドＩＰについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

【例２】

第１０条　プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンドＩＰ及びバックグラウンドＩＰのいずれをも含む。以下本条において同じ。）について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合はこの限りでない。

２　プロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ａ」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ｂ」という。）が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Ｂは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Ａに実施許諾を行うものとする。

　　ただし、参加者Ｂが保有する知的財産権を参加者Ａに実施許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすこと（参加者Ｂの競争優位が損なわれることを含む。）が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合には、参加者Ｂは、実施許諾を拒否することができるものとする。

３　前項に規定する実施許諾の交渉において、実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

４　第１項及び前２項の規定は、プロジェクト参加者が、保有するノウハウを他のプロジェクト参加者に対して開示することを義務づけるものではない。

５　プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンドＩＰについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

【例３】

第１０条　プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンドＩＰ及びバックグラウンドＩＰのいずれをも含む。以下本条において同じ。）について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する知的財産権についてはこの限りでない。

　一　プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある知的財産権

　二　プロジェクト参加者以外の第三者との共有であるバックグラウンドＩＰ

　三　第三者への独占的な実施許諾がなされている（実施許諾の交渉中を含む。）又は約されているバックグラウンドＩＰ

　四　発明者等に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれない知的財産権であって、本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないバックグラウンドＩＰ

　五　その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権

２　プロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ａ」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ｂ」という。）が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Ｂは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Ａに実施許諾を行うものとする。

　　ただし、次の各号のいずれかに該当する知的財産権については、参加者Ｂは、実施許諾を拒否することができるものとする。

　一　参加者Ｂが保有する知的財産権を参加者Ａに実施許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の事業に支障を及ぼすこと（参加者Ｂの競争優位が損なわれることを含む。）が予想される知的財産権

　二　参加者Ｂが不実施機関である場合において、参加者Ｂが保有する知的財産権を参加者Ａに実施許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の研究・教育活動に支障を及ぼすことが予想される知的財産権

　三　プロジェクト参加者以外の第三者との共有であるバックグラウンドＩＰ

　四　第三者への独占的な実施許諾がなされている（実施許諾の交渉中を含む。）又は約されているバックグラウンドＩＰ

　五　発明者等に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれない知的財産権であって、本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないバックグラウンドＩＰ

　六　その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権

３・・・（【例 ２ 】と同様）・・・

# 第１０条Option項（独占的な実施許諾／優先交渉権）

【Option１】

○　第２項の規定に基づき、プロジェクト参加者が、他のプロジェクト参加者の保有するフォアグラウンドＩＰについて独占的な実施を求める場合、本プロジェクト期間中にあっては、知財運営委員会において独占的な実施許諾の可否について審議するものとし、知財運営委員会の承諾が得られた場合、知財運営委員会の承諾が得られた範囲については、他のプロジェクト参加者は独占的な実施を求めたプロジェクト参加者以外に対しての第２項における実施許諾の義務を負わないものとする。

△　プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者に独占的な通常実施権を許諾したフォアグラウンドＩＰについて、許諾後●年間他のプロジェクト参加者が合理的な理由なく実施しない場合には、他のプロジェクト参加者に対し書面で通知し、協議を行い、協議によっても実施が見込まれない場合は、第三者へ実施許諾を行うことができるものとし、他のプロジェクト参加者はこれに同意する。

【Option２】

□　プロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ｃ」という。）が他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ｄ」という。）の保有する知的財産権（第三者に実施許諾済み又は実施許諾交渉中のものを除く）に係る事業化を検討する場合、参加者Ｄは、参加者Ｃからの申し出に基づき、当該知的財産権の独占的な実施許諾に関する条件交渉を優先的に行うことができる期間（以下「優先交渉期間」という。）を設けることができる。優先交渉期間は、当該知的財産権の出願の日から●月（権利の発生に設定登録を要しないものについては創造日から●月）を上限として参加者Ｃ及び参加者Ｄの協議により定めることとし、参加者Ｄは優先交渉期間中にプロジェクト参加者以外の第三者との間で当該知的財産権の実施に関する条件交渉及び実施許諾を行ってはならないものとする。

【Option３】

□　プロジェクト参加者は、発明等の内容を知財運営委員会に対し届け出た後、●月間はプロジェクト参加者以外の第三者との間で当該発明等に係るフォアグラウンドＩＰの実施に関する条件交渉及び実施許諾を行ってはならないものとする。

# 第１０条Option項（サブライセンス権（再実施権）付き通常実施権の許諾）

【Option４】

△　プロジェクト参加者は、フォアグラウンドＩＰについて、○○に対してサブライセンス権（再実施権）付きの通常実施権を許諾するものとする。

□　前項のサブライセンス権（再実施権）に基づき、フォアグラウンドＩＰを第三者に実施許諾した場合における実施料は、実施料から一定の経費（○○が実施許諾締結するのに要した人件費、手数料等。）を差し引いた残金を、○○からフォアグラウンドＩＰを保有するプロジェクト参加者に還元する。

【Option５】

△　プロジェクト参加者は、フォアグラウンドＩＰについて、○○が求めたとき、○○に対してサブライセンス権（再実施権）付きの通常実施権を許諾するものとする。ただし、○○は、フォアグラウンドＩＰを保有するプロジェクト参加者による第三者への実施許諾を優先するとともに、○○が第三者に実施許諾するに当たっては、当該プロジェクト参加者の事業活動（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障が生じないよう配慮するものとする。

□　・・・（【Option４】と同様）・・・

# 第１０条Option項（技術指導）

【Option６】(【Option４】又は【Option５】と共に定める条項)

■　前項に基づき、サブライセンス権（再実施権）付きの通常実施権を許諾したプロジェクト参加者は、通常実施権の許諾を受けた者が要請した場合、事情が許す限り通常実施権の許諾を受けた者に対し、通常実施権の対象となる技術の指導を行う。

# （フォアグラウンドＩＰの移転先への義務の承継）

第１１条　プロジェクト参加者は、フォアグラウンドＩＰの移転を行うときは、第７条から本条までの規定により課されている義務を負うよう当該知的財産権の移転先に約させなければならない。

# （本プロジェクトから脱退したプロジェクト参加者の取扱い）

第１２条　プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、本合意書により自己に課された義務を負うものとし、本合意書の規定に基づき取得した全ての知的財産権の実施権を失うものとする。

# （研究開発データの管理）

第１３条　プロジェクト参加者は、委託者指定データ及び自主管理データについて、データマネジメントプランを作成して委託者及び知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に従い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者及び知財運営委員会に提出する。知財運営委員会の承認が得られた自主管理データのうちプロジェクト参加者以外の第三者にも提供可能な自主管理データについては、広範な利活用を促進するよう努める。

２　研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

# （研究開発データの利用許諾）

【例１】

第１４条　プロジェクト参加者（以下、本項において「参加者Ａ」という。）は、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者（以下、本項において「参加者Ｂ」という。）が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Ｂの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む。以下本条において同じ。）に支障を及ぼすこと（参加者Ｂの競争優位が損なわれることを含む。以下本条において同じ。）が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合を除き、原則として、参加者Ｂは参加者Ａに必要な範囲で利用許諾を行うものとする。

２　プロジェクト参加者（以下、本項において「参加者Ａ」という。）は、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者（以下、本項において「参加者Ｂ」という。）が本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Ｂに既存の又は将来の事業に支障を及ぼすことが予想される場合を除き、参加者Ｂは参加者Ａに必要な範囲で、原則として無償で利用許諾を行い、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする（プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）。

３　第１項又は第２項に規定する利用許諾の交渉において、利用の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

４　プロジェクト参加者は、プロジェクトの実施に必要な研究開発データをプロジェクト参加者以外から収集する場合、他のプロジェクト参加者も利用できる条件で収集するように努める。

５　プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た研究開発データについて、他のプロジェクト参加者に利用許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に利用許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

【例２】

第１４条　プロジェクト参加者（以下、本項において「参加者Ａ」という。）は、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者（以下、本項において「参加者Ｂ」という。）が本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データ、又は、参加者Ｂが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Ｂは参加者Ａに必要な範囲で、原則として無償で利用許諾を行い、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。（プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）

　　ただし、参加者Ｂが当該研究開発データについて参加者Ａに利用許諾することにより、参加者Ｂに既存の又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすこと（参加者Ｂの競争優位が損なわれることを含む）が予想される場合等の合理的な理由がある場合は、参加者Ｂは、利用許諾を拒否することができるものとする。

２　前項に規定する利用許諾の交渉において、利用の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

３　プロジェクト参加者は、プロジェクトの実施に必要な研究開発データをプロジェクト参加者以外から収集する場合、他のプロジェクト参加者も利用できる条件で収集するように努める。

４　プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た研究開発データについて、他のプロジェクト参加者に利用許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に利用許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

【例３】

第１４条　プロジェクト参加者（以下、本項において「参加者Ａ」という。）は、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者（以下、本項において「参加者Ｂ」という。）が本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データ又は、参加者Ｂが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Ｂは参加者Ａに必要な範囲で、原則として無償で利用許諾を行い、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする（プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）。

　　ただし、次の各号のいずれかについては、参加者Ｂは、利用許諾を拒否することができるものとする。

　一　参加者Ｂが参加者Ａに利用許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の事業に支障を及ぼすこと（参加者Ｂの競争優位が損なわれることを含む。）が予想されるもの

　二　参加者Ｂが不実施機関である場合において、参加者Ｂが参加者Ａに利用許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の研究・教育活動に支障を及ぼすことが予想されるもの

　三　参加者Ｂが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、プロジェクト参加者以外の第三者と共有管理するもの

　四　参加者Ｂが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、第三者への独占的な利用許諾がなされている（利用許諾の交渉中を含む。）又は約されているもの

　五　参加者Ｂが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、研究開発データの取得者又は収集者に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれず、本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないもの

　六　その他、前各号に準じる合理的な理由のあるもの

２・・・（【例２】と同様）・・・

# 第１４条Option項（サブライセンスを可能とする研究開発データの利用許諾）

【Option１】

△　プロジェクト参加者は、本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データについて、○○に対して第三者に対するサブライセンスを可能とする条件で利用許諾するものとする。

【Option２】

△　プロジェクト参加者は、本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データについて、○○に対して第三者に対するサブライセンスを可能とする条件で利用許諾するものとする。ただし、○○は、研究開発データを取得又は収集したプロジェクト参加者による第三者への利用許諾を優先するとともに、○○が第三者に利用許諾するに当たっては、当該プロジェクト参加者の事業活動（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障が生じないように配慮するものとする。

# （協議）

第１５条　本合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき並びに本合意書にない事項について定める必要が生じたときは、知財運営委員会において審議し、決定するものとする。

# （本合意書の改訂）

第１６条　知財運営委員会は、全てのプロジェクト参加者による同意を得て本合意書の改訂を行うことができる。

２　知財運営委員会は、本合意書の改訂を行う場合は、事前に国に届け出るものとする。

# （有効期間及び残存条項）

第１７条　本合意書は、●年●月●日より発効し、本プロジェクトの終了後●年経過するまでは有効とする。

２　前項の規定にかかわらず、第４条の規定は、情報開示者が秘匿すべきとして明示した期間中は有効とし、第７条から第１１条までの規定は、フォアグラウンドＩＰの権利存続期間中は、当該存続するフォアグラウンドＩＰについて有効とする。なお、本プロジェクトの終了日から起算して●年間経過した後は、本合意書における「知財運営委員会における調整」を「該当する知的財産権及び研究開発データに係る当事者間の調整」、「知財運営委員会における承認」を「該当する知的財産権及び研究開発データに係る全当事者による承認」と読み替えるものとする。

# （本合意書と他の契約書との関係）

第１８条　本合意書とプロジェクト参加者と国との間で締結された委託契約書との間に齟齬が生じた場合は、本合意書の規定にかかわらず、委託契約書で定めた規定を優先するものとする。

# （紛争の解決）

【Option１】

第○条　本合意書に関する一切の紛争については、日本法を準拠法とし、民事訴訟法第６条第１項により定められる［東京・大阪］地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【Option２】

第○条 本合意書に関する紛争については、当事者の協議の上、円満解決を図るものとし、当事者間で解決されない場合には、日本国法を準拠法とし、まず［東京・大阪］地方裁判所における知財調停に付するものとする。

２ 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【Option３】

第○条 本合意書に関する一切の紛争は、日本法を準拠法とし、日本知的財産仲裁センターの仲裁手続規則に従って、仲裁により終局的に解決されるものとする。

# （オープン・ソース・ソフトウェアの取扱い）

【Option】

第○条　本プロジェクトにおいて、プロジェクト参加者が、オープン・ソース・ソフトウェア（以下「ＯＳＳ」という。）を利用しようとするときは、ＯＳＳの利用許諾条項、機能、脆弱性等に関して適切な情報を知財運営委員会に提供し、知財運営委員会においてＯＳＳの利用の承諾を得るものとする。

## **国外企業等が参加する場合の修正例**

【例１】

第１０条　・・・プロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ａ」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ｂ」という。）の保有するバックグラウンドＩＰについて実施許諾を求めた場合、参加者Ｂは、原則として、参加者Ａが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者Ａに実施許諾を行うものとする。

　　ただし、参加者Ｂが国内企業等である場合にあっては、その保有するバックグラウンドＩＰを参加者Ａに実施許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすこと（参加者Ｂの競争優位が損なわれることを含む。以下本条において同じ。）が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合には、参加者Ｂは、実施許諾を拒否することができるものとする。

２　・・・プロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ａ」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ｂ」という。）の保有するフォアグラウンドＩＰについて実施許諾を求めた場合、参加者Ｂは、原則として、参加者Ａが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者Ａに実施許諾を行うものとする。

　　ただし、参加者Ｂが国内企業等である場合にあっては、その保有するフォアグラウンドＩＰを参加者Ａに実施許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすことが予想される場合には、参加者Ｂは、実施許諾を拒否することができるものとする。

【例２】

第１０条　・・・

２　プロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ａ」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ｂ」という。）が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Ｂは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Ａに実施許諾を行うものとする。

　　ただし、参加者Ｂが国内企業等である場合にあっては、その保有する知的財産権を参加者Ａに実施許諾することにより、参加者Ｂの既存又は将来の事業（不実施機関における研究・教育活動を含む）に支障を及ぼすこと（参加者Ｂの競争優位が損なわれることを含む。）が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合には、参加者Ｂは、実施許諾を拒否することができるものとする。・・・

【例３】

第１０条　・・・

２　プロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ａ」という。）が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ｂ」という。）が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Ｂは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Ａに実施許諾を行うものとする。

　　ただし、参加者Ｂが国内企業等である場合にあっては、次の各号のいずれかに該当する知的財産権については、参加者Ｂは、実施許諾を拒否することができるものとする。

・・・

本合意書が有効であることの証として本書○通を作成し、本プロジェクトの当事者であるプロジェクト参加者がそれぞれ署名（又は記名押印）の上、各１通を保有する。

令和○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（役職）

（氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（役職）

（氏名）